

江戸川区の総務部総務課職員の業務改善並びにモラル低下の是正を依頼する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 175 号 受理年月日 平成 25 年 11 月 26 日

付託年月日 平成 25 年 12 月 3 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区の総務課においては、文書管理者が置かれ、区民の行政文書を管理されていると存じますが、以下の点について大いに疑問があるので、江戸川区議会の役割である行政の監視改善を実施していただきたく陳情いたします。

1 総務部総務課の職員が、江戸川区の代表である区長を「区長さん」と呼んでいたことを指摘したことでの江戸川区職員間で多田区長を「区長さん」と呼ぶ、あるいは呼ばせる規則や慣習が有るかの問い合わせに関して、「貴重な意見として受け止めた」等として一切回答しない件。

2 9月末で辞任して責任が無いと主張する情報公開審査会長の存在しない印鑑を押印して、辞めた後に審査会会長名による審査会答申を、10月中旬に発送した。辞任した会長の印鑑は辞任した後は無効であるはずですが、在任中に押印したものは在任中に発送する義務があるはずですが、辞めて審査会の所属が無い方の名前で発送してくること自体、非常識と考えます。

3 開示決定した文書から、開示すべき文書が漏れてしまった。開示されなければならない文書が無いことに異議を申し立てると、たまたま開示する文書から漏れてしまったので、「異議申立書」は提出されても却下するという。現に答申にかけず却下した。これは明らかに開示請求人を侮辱する行為と考えます。

開示しなければならない文書を、決定で開示するとしておきながら開示せず、指摘を受けると、開示しなかった文書が存在したにも関わらず審査会にかけることなく却下する。文書係は、文書における専門家であるはずですが、

以上のことより下記のとおり陳情いたします。

記

1 江戸川区職員間で、あえて、多田区長を来庁者等に「区長さん」と呼ぶ等とする規則、慣習、慣例が有るのか無いのか、有るならその理由を委員会等で明確にさせる。

(裏面に続く)

- 2 文書係長が区長への手紙で回答した事実について、辞任済みの会長名で書類が発送できるのか、できないのか協議する。
情報公開審査会は、辞めて責任をとれない方の名前で郵送する等の行為を改めること。
- 3 総務部総務課内での杜撰でルーズな業務実態を早急に改善すること。
また、区民の権利を阻害する行為を早急に改めること。